

豊橋市広告付き窓口案内表示盤の導入に係る仕様書 8－(2)に記載する行政財産使用料については、豊橋市行政財産使用料条例に基づき、本業務において豊橋市役所本庁舎に設置をする機器のうち仕様書 4－(2)－カの市政情報及び広告表示モニターに対して、以下の計算式により算出する額を年額とする。

なお、豊橋市行政財産使用料条例の改正等により行政財産使用料の算出方法に変更があった場合は、本紙に定める算出方法についても変更することとする。

$$\text{行政財産使用料[円]} = \left\{ \left(H_1 \times \frac{12}{100} \times A \right) + \left(H_2 \times \frac{4}{100} \times A \right) \right\} \times \frac{110}{100}$$

H₁：設置する建物の 1 平方メートル当たりの評価額（令和 7 年度）〔円／㎡〕

本庁舎東館 130,693 円／㎡

本庁舎西館 58,766 円／㎡

東部窓口センター 22,627 円／㎡

南部窓口センター 53,015 円／㎡

大清水窓口センター 77,138 円／㎡

H₂：設置する建物が建つ土地の 1 平方メートル当たりの固定資産税課税標準額（令和 7 年度）〔円／㎡〕

本庁舎 46,289 円／㎡

東部窓口センター 46,456 円／㎡

南部窓口センター 40,378 円／㎡

大清水窓口センター 20,694 円／㎡

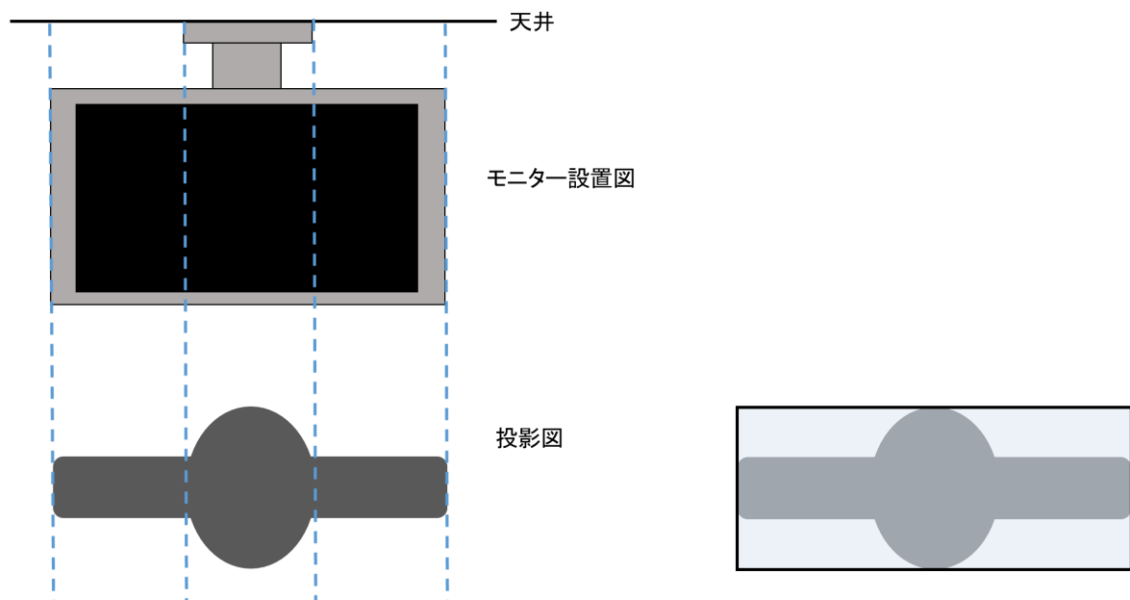
※H₁ 及び H₂ については小数点以下を切り捨てた金額を記載しておりますが、使用料を算出する際の端数処理はすべての計算後に行います。

A：機器の使用面積（以下のとおり）〔㎡〕

建物内へ機器が設置された状態で、建物の床方向へ機器を投影した際に、その投影図を囲む最小の長方形の面積とする。（図 1 参照）

吊り下げ式モニターの場合

図 1．使用面積の考え方



使用面積＝投影図を囲む最小の長方形の面積